

# 「太平山麓九条の会」だより



事務局：須黒法律会計事務所 〒328-0027 栃木市今泉町 2-4-18 FAX0282-22-3757

電話連絡先0282-22-7079(増田)

Eメール [oohirasanroku9jc@yahoo.co.jp](mailto:oohirasanroku9jc@yahoo.co.jp)

HP：太平山麓九条の会で検索

155号  
2020年5月22日発行

## 5月3日(憲法記念日) コロナ感染対策をして 「憲法守れ」の意思表示をしました!



コロナ感染拡大を防ぐため、いろいろな分野での自粛が求められています。今年の5月3日(憲法記念日)は、緊急事態宣言が出される中で迎えました。例年行われている有明アリーナでの集会や宇都宮で行われていた講

演会も中止になりました。安倍首相はコロナ関係の対策のリーダーとしてあらゆる分野や今後の対策などに力を注ぐべきなのに、本気でコロナ克服に取り組む気があるのかと思われる言動が目につきます。記者会見でも、必ず何回かは下を向き、原稿を見えています。記者の質問にもまともに答えられません。答えられない質問をされるとすぐ専門家委員に振る姿は、コロナに関して十分理解し、自分の頭で考えて対策を立てているのかと疑問を抱いてしまいます。その一方で改憲への意欲は旺盛で、国民が不安を抱いている状況を利用して、憲法に「緊急事態条項」を入れたい旨の発言もしています。

太平山麓九条の会は、こういう時だからこそ声を上げようということでスタンディングを行いました。参加者は26名でしたが、全員マスク、間をあけて立ちました。終わった後はアルコール消毒をして解散しました。

今後いろいろな手段で「改憲反対」「憲法守れ」の声を上げていきましょう

### 5月3日は民主主義を宣言した日

元井茂

1947年5月3日に日本国憲法が施行されました。このことが意味することは何でしょうか。かつての日本は明治憲法の下、欧米諸国などと覇権争いをして侵略行為つまり戦争を繰り返しました。軍部の台頭も著しく、帝国主義・軍国主義・全体主義(ファシズム)といった風潮が雨後の筍のように生まれ、日本国民の生活も精神さえも権力者と軍人によって支配されてしまいました。一人ひとり国家というくくりの中に押し込まれ、そこからはみ出すことは絶対に許されませんでした。民主主義は絶無だったといえるでしょう。教育勅語や軍人勅諭などをひもとけば納得できません。個人は国家のために代わりの利く一つの道具にすぎませんでした。また、隣組といった仕組みで相互監視や「非国民」とレッテルを貼る告げ口なども許容された暗い歴史がありました。最後の戦争となった太平洋戦争に敗北し、それまで絶対に許されなかったことが180度転換して開放感あふれる世の中になり、戦後改革が行われることで、戦争の傷痕は癒されていきます。傷を負った個人々々へのメッセージが。社会科の教科書として文部省から発信されることになりました。「民主主義の根本は人間尊重の精神」(文部省著『民主主義』)というのがそうです。このようにいえるのもその前年に日本国憲法が施行されたからです。

以上のことから整理すると、帝国主義・軍国主義・全体主義(ファシズム)は廃棄され、日本国憲法施行により人間の尊重すなわち個人々の尊厳を第一とする民主主義が芽生えたのです、この日本に。明治期に自由民権運動、大正期に労働者含めた民衆のデモクラシーへの目覚めと動きがあったので、民主主義復活再生といったほうが歴史的には正確でしょう。

だから日本国憲法が施行された日、5月3日はもう絶対に暗い過去に戻ることがないようにと声高らかに民主主義を宣言した日、といっても過言ではないのです。武力で他国と争うことがどれだけ愚かで非人間的か、歴史を振り返ればだれでも理解できることです。私たちはこれからも永遠に戦争のない個人々々の尊厳を振りどくところとする民主主義の世の中を守っていかねばなりません。子々孫々に、その先々の代までも。

- スタンディング=16時から 6月9日(火) 市役所前・19日(金) カワチ・イオン交差点
- スタッフ会議=6月12日(金)・26日(金)・7月9日(木) 13時30分から くらら



# アブナイ！ 緊急事態宣言から緊急事態条項へ

4月7日に首相の口から新型コロナ特措法を根拠とするコロナ感染症対策にともなう緊急事態宣言が発出され、移動や集会などの自粛が要請というかたちで国民に求められました。この政治判断に緊急事態、パニック状態だから仕方がないと思う国民もいるが、これがアブナイ。憲法改正へ正当化しようとする思惑が透けて見えるからだ。現に5月3日に改憲を目指す集会への首相メッセージで「(憲法への緊急事態条項を)国会で議論するのは当然だ」と述べている。憲法擁護義務を負う首相自ら反則違憲行為をやっているに等しい。同じ穴の貉、「(改正への)大きな実験台」と言い放つ長老議員までいる。違憲・違法・脱法となる無理筋な政治圧力がいかに多いことか、現政権は。

自民党の改憲草案にはこの「緊急事態条項」で、国民の代表者で構成される国会の関与なく国民の自由や権利などの私権を制限することが可能となる内容になっており、一内閣の思惑で思うように政令を制定できるように作られている。換言すれば、権力者内閣の思うつぼなのだ。自粛させる要請から指令命令の色合いが増すだろう。個人の人権も生活も思想良心までも統制することが可能になるだろう。これって治安維持憲法？ これって法治国家ではなく人治国家？

発出された緊急事態宣言の下では、不自由な生活スタイルではあるが、「自由がない」わけではない。買い物には出られるし、密集・密接・密閉の三密やスティホームを破っても、自動車や電車は使えるので他県に行ったからといっても拘束されるわけではない。「自粛警察」なるものが登場して、背筋が寒くなる息苦しさは誰もが感じているだろうが、「緊急事態条項」では息苦しさだけではすまない要素が含まれると考えるのが妥当であろう。なぜなら草案では「公益」という言葉を使い、権力者内閣の意向に沿うことが「公益」と考えられている節があるからだ。社会科教科書検定の現実を見ればさもありなん。領土問題で政府見解を書き込むことを国は強要したこと、研究者の研究の積み重ねを無視して自虐史観として「通説なし」とレッテルを貼った関東大震災時の朝鮮人虐殺や、戦時の南京大虐殺や慰安婦問題など事実を政権側が歪曲した例などがある。このように「公益」とは権力者内閣の思いを反映させる支配のための使い勝手のよい言葉の道具といえる。憲法が保障する経済活動の自由にとどまらず、精神の自由としての思想良心の自由や学問の自由、つまり基本的人権に重い蓋を被せるものなのだ。「公益」は「公の秩序」とセットで自民党改憲草案の最重要価値とされている。暴政への証しになるだろう。

アブナイ、危険、緊急事態条項。まやかし語「公益」。くわばらくわばら。

雷除けに二人の言葉をかみしめようと思う。



## ● ドイツ

メルケル首相  
コロナ騒動で

私たちは民主主義国です。何かを強いられるのではなく知識を共有し、活発な参加を促すことで繁栄します。これは歴史的な仕事です。私たちが力を合わせ、立ち向かうことでのみ克服できます。

## ● 1946年憲法担当大臣

金森徳次郎

なぜ緊急事態条項を  
採り入れなかったのか

・民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するには、政府一存において行う処置は極力、防止せねばならない。  
・言葉を非常ということに借りて、(緊急事態の)道を残しておく、どんなに精緻な憲法を定めても、口実をそこに入れて、また破壊される恐れが絶無とは断言しがたい。

(元井 記)

## コロナ禍＝今こそ憲法を生かすとき

コロナの感染拡大に伴って、緊急事態宣言が発令され、外出自粛や休業要請がなされました。「要請」なので、強制力はないものの多くのお店、企業が休業しました。それに伴って起きているのが、お店や企業の倒産、失業者の増加です。政府は一律10万円の給付や企業の無償の貸し付けなどの対策を取っていますが、諸外国に比べてもあまりにもお粗末な支援です。憲法25条には(1)「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(2)「国は、すべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。国民に生存権があり、国には生活保障の義務があるということです。今こそ国はこの憲法の規定をきちんと守るべきです。不要な軍事費を削って支援に回すなど、もっと国民の生活を守る政策を出すべきです。苦闘している医療分野や長期の休校を余儀なくされている教育分野への支援も必要です。「憲法を生かして暮らしを守れ」の声をあげていきたいものです。

(板橋 記)

「コストリカ 感染抑止成功  
軍を廃止し、保健・教育を重視した結果」  
コストリカは、日本の憲法九条を手本に軍隊を廃止した国です。一九四九年施行の憲法で軍隊を廃止し、保健や教育の分野の多くの予算を割り当てています。今回のコロナへの対応も早くから対策を練ったことや社会保障の充実が背景にあると新聞は報じています。